

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫（以下「金庫」といいます）は、取引店におけるお客さま名義の当座勘定、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までにお客さままたは株式会社滋賀銀行（以下「銀行」といいます）から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

- (1) この金庫の使用料は、銀行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の銀行所定の日に、お客さまが指定した預金口座から、普通預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月の翌月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (利用方法)

- (1) この金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます）を、銀行所定の入金伝票とともに銀行所定の預入用袋に入れ、その預入用袋を施錠のうえ金庫に投入してください。なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 預入用袋を投入したのちは、金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。
- (3) 預入用袋は第1条の利用目的以外に使用しないでください。

5. (預金への受入処理)

- (1) この金庫に投入された預入用袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、銀行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が銀行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は銀行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、銀行はその責任を負いません。
- (3) 前記第4条第2項の利用記録票をお持ちの場合でも、預入用袋が投入されていない場合は入金手続はいたしません。

6. (預入用袋の返却)

預入用袋は銀行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵はお客さまが保管し、その鍵を使用して金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 預入用袋の鍵正副2個のうち、正鍵はお客さまが、副鍵は銀行が保管し、預入用袋の開閉に使用します。

8. (鍵、預入用袋の喪失、毀損)

投入口鍵、預入用袋正鍵および預入用袋を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。なおこの場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (届出事項の変更等)

- (1) 印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて銀行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (損害の負担等)

- (1) この金庫の利用および取扱いにあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、金庫扉の不完全な閉扉、預入用袋の不完全な施錠、その他銀行の責めによらない事由により生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- (2) この金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われるなどお客さまの責めに帰すべき事由により損害が生じても、銀行は責任を負いません。また、これにより銀行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. (金庫の修繕、移転等)

金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、銀行が金庫の一時利用中止または金庫・鍵・預入用袋の変更・取替えを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この金庫は、お客さま、お客さまが法人である場合には当該法人の役員等が、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号一つにでも該当する場合には、銀行はこの金庫の使用申込みをお断りするものとします。

13. (解約等)

- (1) この契約は、お客さまの申出によりいつでも解約することができます。この場合、投入口鍵・預入用袋正鍵・預入用袋および届出の印章を持参し、銀行所定の手続をしてください。
なお、鍵・預入用袋を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、銀行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、銀行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客さまが使用料、その他お客さまが負担すべき費用を支払わないとき

- ②お客さまについて相続の開始があったとき
 - ③お客さまの責めに帰すべき事由により、銀行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤お客さまがこの規定に違反したとき
- (3)前項のほか、お客さま、お客さまが法人である場合には当該法人の役員等が、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、銀行はこの金庫の使用を停止し、またはお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、銀行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしてください。なお、この解約によって生じた損害については、銀行は責任を負いません。また、この解約により銀行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①金庫使用申込時、または各種取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - E. その他上記AからDに準ずる行為
- (4)使用料の精算は投入口鍵・預入用袋正鍵・預入用袋が取引店へ返却された時をもって行います。
- (5)使用料、その他お客さまが負担すべき費用が支払われないときには、金庫の利用があっても銀行は預入用袋を留め置き、返却しないことができるものとします。このために生じた損害について、銀行は責任を負いません。

14. (譲渡・転貸の禁止)

この金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、預入用袋正鍵および預入用袋についても同様とします。

15. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、銀行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定

により取扱います。

16. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定に基づく取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17. (規定の改訂)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)